

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	津波防災地域づくりに関する法律案		
担当部局	総合政策局政策課 都市局都市計画課 都市局市街地整備課 水管理・国土保全局水政課 住宅局市街地建築課	電話番号:03-5253-8982 電話番号:03-5253-8409 電話番号:03-5253-8414 電話番号:03-5253-8439 電話番号:03-5253-8516	e-mail:g_PLB_SEI@mlit.go.jp e-mail:crbtki@ou.mlit.go.jp e-mail:crbska@ou.mlit.go.jp e-mail:rvbsse@ou.mlit.go.jp e-mail:hobske@ou.mlit.go.jp
評価実施時期	平成23年10月27日		
規制の目的、内容及び必要性等	津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与する。		
	法令の名称・関連条項とその内容	【法令の名称】 津波防災地域づくりに関する法律 【関連条項】 (1)土地区画整理事業に関する特例関係(第12条～第14条関係) (2)津波からの避難に資する建築物の容積率の特例関係(第15条関係) (3)一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画関係(第17条関係) (4)津波防護施設等関係(第18条～第52条関係) (5)津波災害警戒区域関係(第53条～第71条関係) (6)津波災害特別警戒区域関係(第72条～第92条関係)	
想定される代替案	本法案を制定しない。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	(1)土地区画整理事業に関する特例関係 住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者以外の者は、津波防災住宅等建設区外に換地される費用 (2)津波からの避難に資する建築物の容積率の特例関係 容積率緩和の認定申請に要する費用 (3)一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画関係 許可申請の費用 (4)津波防護施設等関係 許可申請の費用 (5)津波災害警戒区域関係 避難確保計画作成費用、避難訓練の実施に要する費用 (6)関係 許可申請の費用	(1)土地区画整理事業に関する特例関係 なし (2)津波からの避難に資する建築物の容積率の特例関係 建築基準法第52条第14項に基づく容積率緩和の許可申請に要する費用 (3)一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画関係 なし (4)津波防護施設等関係 なし (5)津波災害警戒区域関係 なし (6)津波災害特別警戒区域関係 なし	

(行政費用)	<p>(1) 土地区画整理事業に関する特例関係 津波防災住宅等建設区内外への換地に伴う建築物等の移転、除却費用</p> <p>(2) 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例関係 特定行政庁の容積率緩和の認定に関する事務に要する費用</p> <p>(3) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画関係 許可審査体制の整備、モニタリング費用、行政処分に係る費用</p> <p>(4) 津波防護施設等関係 許可審査体制の整備、行政処分に係る費用</p> <p>(5) 津波災害警戒区域関係 モニタリング費用</p> <p>(6) 津波災害特別警戒区域関係 許可審査体制の整備、行政処分に係る費用</p>	<p>(1) 土地区画整理事業に関する特例関係 換地に伴う建築物等の移転、除却費用</p> <p>(2) 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例関係 特定行政庁の容積率緩和の許可に関する事務に要する費用、建築審査会の同意に関する事務に要する費用</p> <p>(3) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画関係 なし</p> <p>(4) 津波防護施設等関係 なし</p> <p>(5) 津波災害警戒区域関係 なし</p> <p>(6) 津波災害特別警戒区域関係 なし</p>
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1) 土地区画整理事業に関する特例関係 津波災害を防止又は軽減するための措置が講じられた土地に、居住者の生活に必要な宅地を集約して整備することにより、防災性の高い市街地の整備が可能となり、津波が発生した場合においても、人命及び財産の保護が図られることとなる。</p>	<p>(1) 土地区画整理事業に関する特例関係 津波防災住宅等建設区制度を創設しない場合、所有する宅地の用途によって、換地が制限されることはない。</p>
	<p>(2) 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例関係 手続き緩和により、災害用備蓄倉庫、自家発電設備室等が整備された津波避難ビル等がより迅速に整備される。</p>	<p>(2) 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例関係 現行の建築基準法第52条第14項の許可により、災害用備蓄倉庫、自家発電設備室等が整備された津波避難ビル等が整備される。</p>
	<p>(3) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画関係 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画を定め、当該都市計画施設の区域内において防災性及び安全性の高い市街地の整備に支障となるような建築物の建築等を制限することで、当該市街地の整備が可能となる。</p>	<p>(3) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画関係 遵守費用、行政費用は発生しない。</p>
	<p>(4) 津波防護施設等関係 津波防護施設区域における占用等の許可制度により、津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為等を排除し、津波防護施設を適切に管理することが可能となり、国民の生命又は身体の保護が図られることとなる。</p>	<p>(4) 津波防護施設等関係 なし</p>
	<p>(5) 津波災害警戒区域関係 地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設等のうち津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものについて、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に定めるところにより、避難訓練を行うことを義務づけることにより、利用者の円滑かつ迅速な避難が可能となり、国民の生命又は身体の保護が図られることとなる。</p>	<p>(5) 津波災害警戒区域関係 地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者等は計画の作成、避難訓練の実施について任意に行うことが出来る。</p>
	<p>(6) 津波災害特別警戒区域関係 高齢者、障害者等防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校等及び住宅その他津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれがあるものとして市町村の条例で定めるものに係る一定の開発行為又は建築行為を行う場合については、一定の基準を満たしたものに限り都道府県知事が許可をすることにより、国民の生命又は身体の保護が図られることとなる。</p>	<p>(6) 津波災害特別警戒区域区域 津波による浸水のおそれがある地域において、自由に開発行為又は建築行為を行うことが出来る。</p>

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1) 土地区画整理事業に関する特例関係 本法案では、遵守費用及び行政費用は共に一定程度発生するものの、津波災害を防止又は軽減するための措置が講じられた土地に、居住者の生活に必要な宅地を集約して整備することにより、防災性の高い市街地の整備が可能となることから、効果が費用を上回っていると考えられる。また代替案では、所有する宅地の用途によって換地が制限されることはないが、津波災害を防止又は軽減する措置が講じられた土地に、住宅や公益的施設という居住者の生活に必要な施設の宅地を集約して整備することができない。従って、津波が発生した場合における居住者の財産及び人命の保護が十分に達成されない。</p> <p>(2) 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例関係 本法案を制定することにより、防災用備蓄倉庫等が整備された津波避難ビル等の容積率緩和にあたっては、手続き緩和により遵守費用・行政費用ともに減少し、迅速な緩和により便益が増加するため、効率性が高まる。</p> <p>(3) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画関係 本法案では、遵守費用及び行政費用は共に一定程度発生するものの、防災性及び安全性の高い市街地の整備に支障となるような建築物の建築等を制限することで、当該市街地の整備が可能となることから、効果が費用を上回っていると考えられる。また代替案では、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画に定めることはできず、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる当該市街地の整備はできない。従って、当該規制の便益は規制の費用を上回ると言える。</p> <p>(4)～(6)関係 本法案では、遵守費用及び行政費用は共に一定程度発生するものの、国民の生命又は身体の保護が図られることから、効果が費用を上回っていると考えられる。また代替案では、国民の生命又は身体の保護を図ることができない。従って、当該規制の便益は規制の費用を上回ると言える。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会「緊急提言」(平成23年7月6日) 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日)</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>平成28年度末にRIA事後検証シートによる事後検証。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
<p>備考</p>	